

スポーツ団体ガバナンスコードの概要とこれまでの経緯

令和5年4月27日
スポーツ庁

スポーツ団体のガバナンス確保に向けた関係法令等

『**スポーツ基本法**』 (平成23年法律第78号)

スポーツ団体の努力として、以下を規程。

- 「スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組む」(第5条第1項)
- 「事業を適正に行うため、その運営の透明性の確保を図るとともに、その事業活動に関し自らが遵守すべき基準を作成する」(第5条第2項)
- 「スポーツに関する紛争について、迅速かつ適正な解決に努める」(第5条第3項)

『**スポーツ基本計画**』 (令和4年3月25日文科科学省策定)

(12) スポーツ・インテグリティの確保

【政策目標】

我が国のスポーツ・インテグリティを高め、クリーンでフェアなスポーツの推進に一体的に取り組むことで、国民・社会がスポーツの価値を十分に享受できるような取組を進める。

[今後の施策目標]

- ✓ スポーツ関係者のコンプライアンス違反や体罰、暴力等の根絶を目指すとともに、スポーツ団体のガバナンスを強化し、組織経営の透明化を図る。

[具体的施策]

- ア 国は、初回のガバナンスコードの適合性審査の実施により得られた課題を踏まえ、ガバナンスコードの改訂や適合性審査の運用の在り方の再検討を進め、各団体にガバナンスを強化させるための仕組みについて見直しを行う。
- イ 国は、一般スポーツ団体に対するガバナンスコードの普及に努めつつ、JSCスポーツガバナンスウェブサイト等にガバナンスコードに基づいた自己点検結果を自主的に公表することとなっている制度運用の在り方等について必要な見直しを行う。

スポーツ団体ガバナンスコードについて

- 令和元年6月、スポーツ庁が、**スポーツ団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範**として、スポーツ団体ガバナンスコードを策定・公表。
- 大きな社会的影響力を有し公共性の高い「**中央競技団体向け**」と、それ以外の「**一般スポーツ団体向け**」の二層構造とした。

《公共性》 高
↑
(ガバナンス確保の社会的要請)

中央競技団体(NF)

- ◆ 13の原則全てを適用し、「自己説明-公表」を求める
- ◆ 4年に一度、統括団体※から適合性審査を受ける
※日本スポーツ協会 (JSPO)、日本オリンピック委員会 (JOC)、日本障がい者スポーツ協会 (JPSA)

- ・ 唯一の国内統括組織として、国際競技大会への代表選手選考、強化予算の配分等、社会的影響力が大きく、公共性の高い業務を独占的に行っており、高いレベルのガバナンスの確保が求められる

原則1	基本計画の策定・公表	原則8	利益相反の適切な管理
原則2	役員等の体制整備	原則9	通報制度の構築
原則3	必要な規程の整備	原則10	懲罰制度の構築
原則4	コンプライアンス委員会の設置	原則11	紛争の迅速かつ適正な解決
原則5	コンプライアンス教育の実施	原則12	危機管理・不祥事対応体制の構築
原則6	法務・会計等の体制の構築	原則13	地方組織等への指導・助言・支援
原則7	適切な情報開示の実施		

一般スポーツ団体

- ◆ 公的助成を受給する団体（都道府県・指定都市体育協会、都道府県単位の競技団体（●●県サッカー協会等）、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ振興を主たる目的とする一般法人、NPO法人等）のほか、公的助成を受給しない団体についても、自主的な「自己説明-公表」を広く促す

NFと同等の高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する団体は、<NF向け>コードの個別の規定についても、「自己説明-公表」が求められる。
(その際、NF向けの個別の規定そのものの適用ではなく、独自の原則・規範を自ら定めることも考えられる)

<NF向け>コードの内容、適用対象となり得る団体の実態も踏まえて、より簡素なガバナンスコードが適用

低

スポーツ団体ガバナンスコードの概要

〈中央競技団体向け〉 令和元年6月10日策定

- 原則1 基本計画の策定・公表
- 原則2 役員等の体制整備
 - ✓外部理事の目標割合（25%以上）、女性理事の目標割合（40%以上）の設定とその達成のための具体的方策
 - ✓理事の在任期間の制限（原則10年以内）
- 原則3 必要な規程の整備
- 原則4 コンプライアンス委員会の設置
- 原則5 コンプライアンス教育の実施
- 原則6 法務・会計等の体制の構築
- 原則7 適切な情報開示の実施
- 原則8 利益相反の適切な管理
- 原則9 通報制度の構築
- 原則10 懲罰制度の構築
- 原則11 紛争の迅速かつ適正な解決
- 原則12 危機管理・不祥事対応体制の構築
- 原則13 地方組織等への指導・助言・支援

〈一般スポーツ団体向け〉 令和元年8月27日策定

- 原則1 適切な団体運営・事業運営
- 原則2 基本方針の策定・公表
- 原則3 コンプライアンス意識の徹底
- 原則4 公正かつ適切な会計処理
- 原則5 適切な情報開示の実施
- 原則6 中央競技団体向けガバナンスコードの個別規定の自主的な適用

【備考】

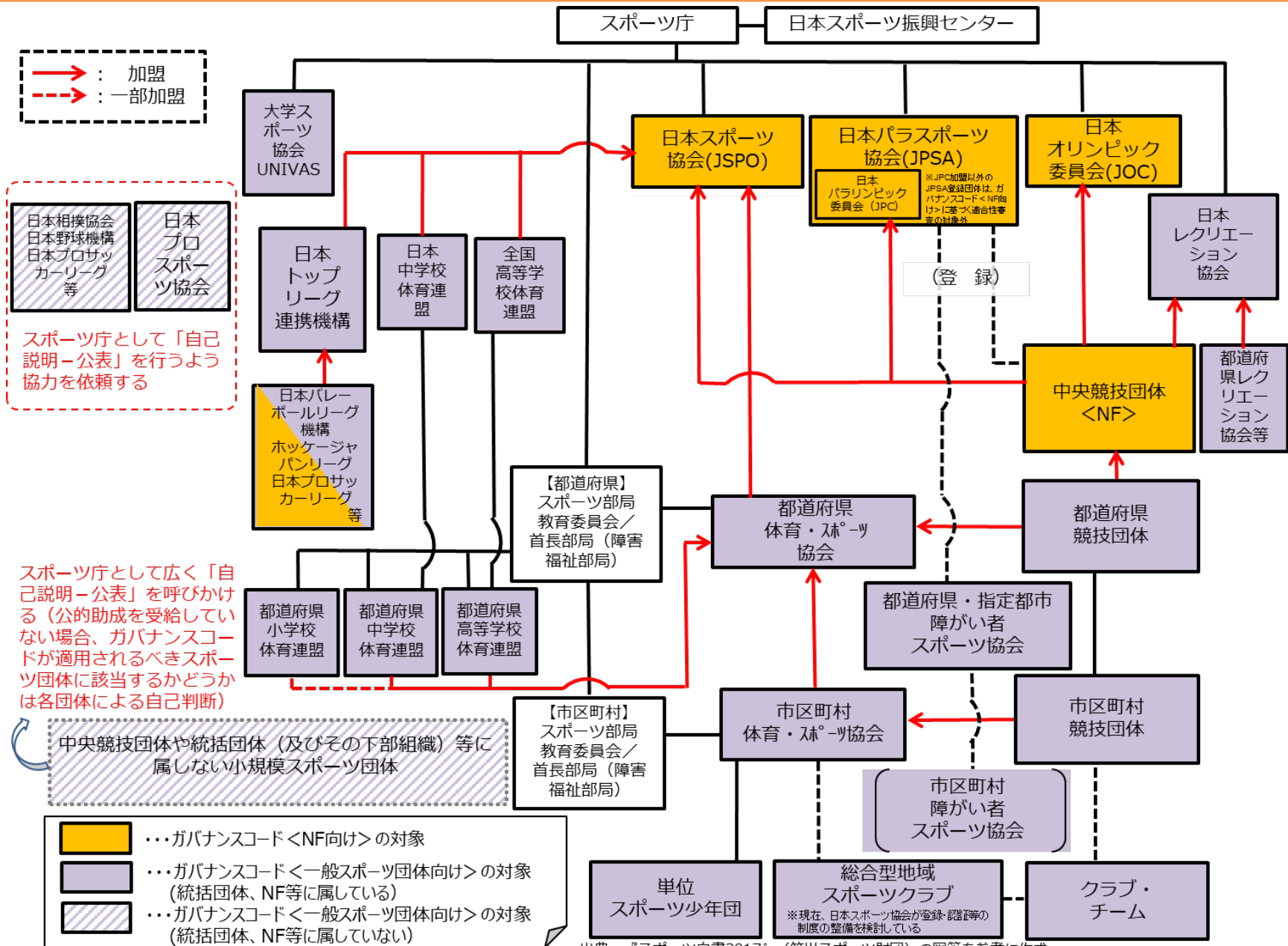
○中央競技団体

- ✓令和2年度から年1回のガバナンスコードに基づく自己説明及び公表を行う。
- ✓4年に一度、統括団体※から適合性審査を受ける。
※日本スポーツ協会（JSPO）、日本オリンピック委員会（JOC）、日本パラスポーツ協会（JPSA）

○一般スポーツ団体（中央競技団体以外のスポーツ団体）

- ✓令和2年秋以降、JSCウェブサイトを活用し、セルフチェックシートに基づく自己説明及び公表を自主的に行う。
- ✓令和3年度事業から、スポーツ振興助成事業等に係る申請に当たって、JSCウェブサイトを活用した自己説明及び公表が必要。
- ✓令和4年度から、総合型地域スポーツクラブの登録・認証に当たって、JSCウェブサイトを活用した自己説明及び公表が必要。

スポーツ団体ガバナンスコードの適用対象



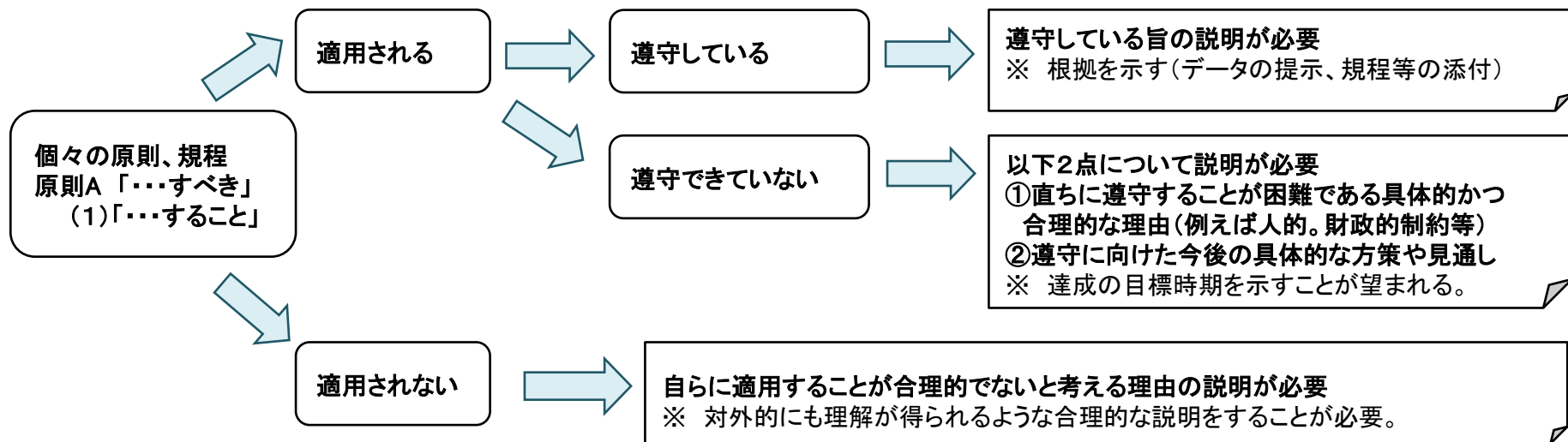
出典：『スポーツ白書2017』（笹川スポーツ財団）の図等を参考に作成

ガバナンスコードの役割と自己説明の在り方

法人形態や業務内容、組織運営の在り方は競技団体によって異なることから、ガバナンスコードの全ての規定が必ずしも全ての競技団体に適用されるとは限らない。そこで、競技団体においては、自らに適用することが合理的ではないと考える規定について、その旨を説明することが必要となる。

具体的にどのような自己説明が許容され得るかについては、統括団体が策定する審査基準に基づき、適合性審査において個別具体的に判断される。

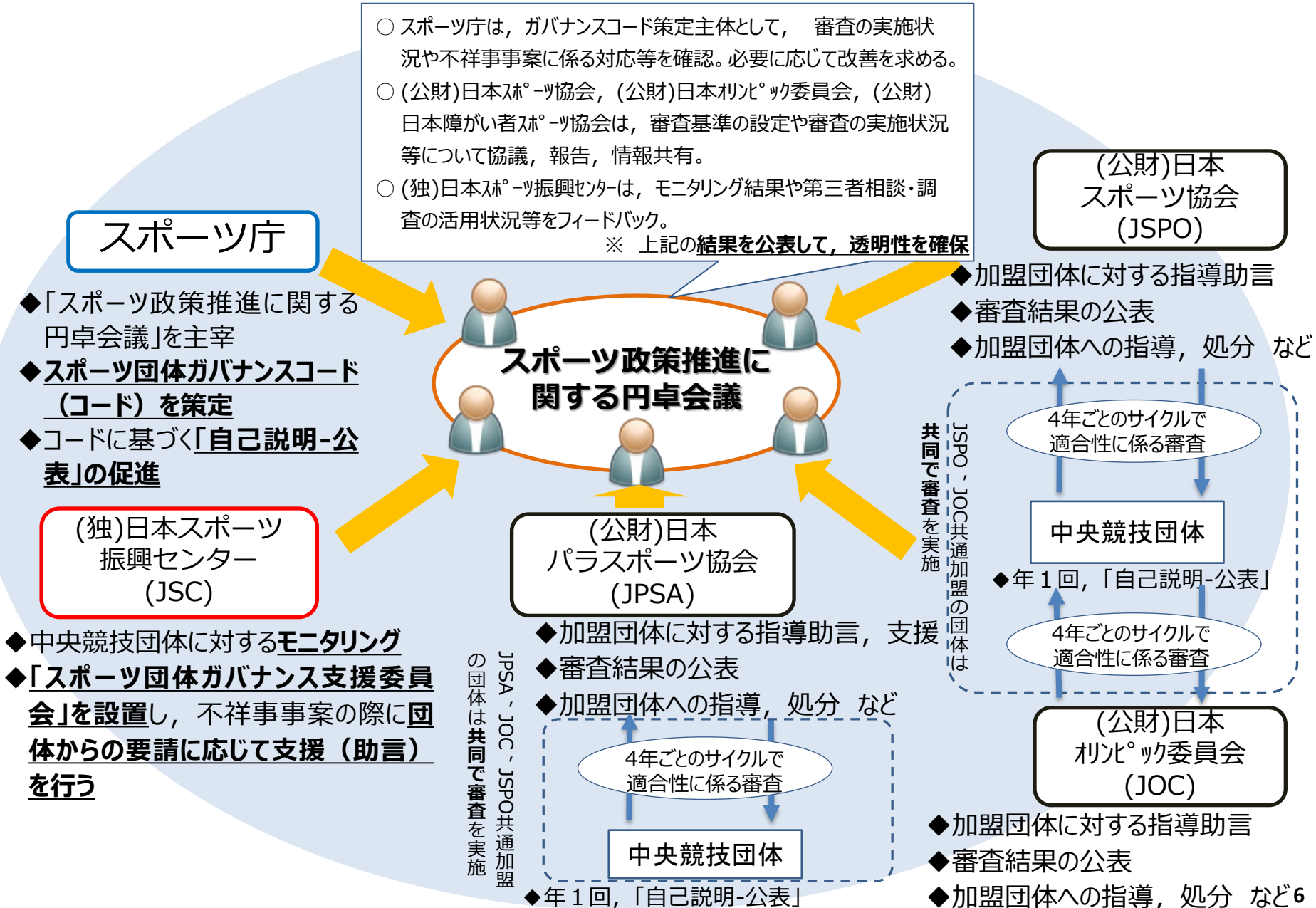
<自己説明の在り方について>



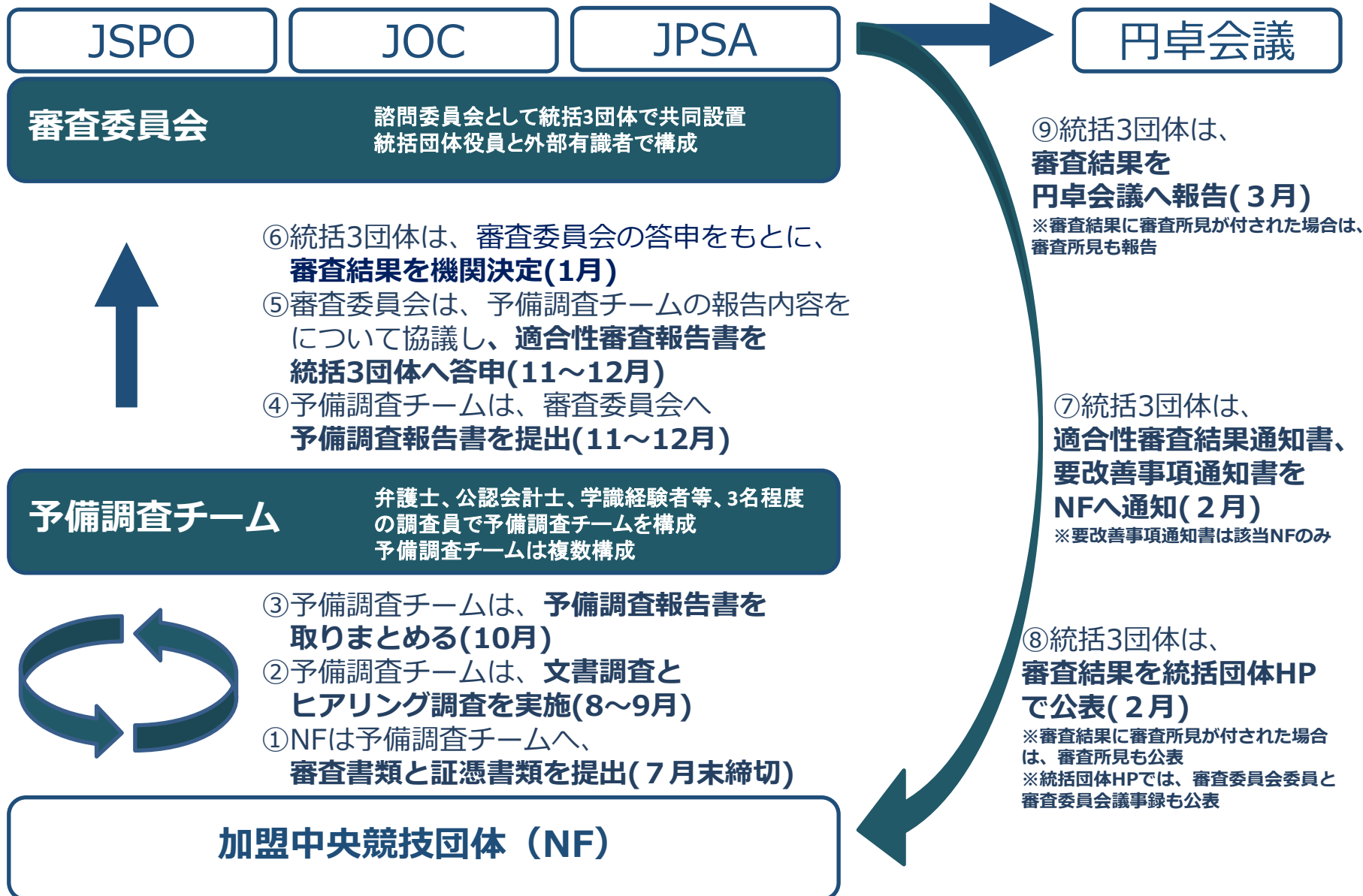
(極めて例外的。例えば、IFが定めるNF運営に係る規程等にガバナンスコードの規定と異なる内容が定められていることや、代表選手の選考を行っていない場合に代表選手の選考に係る規定+が適用されないことなどが想定される。)

中央競技団体のガバナンス強化のための仕組み

<「スポーツ政策の推進に関する円卓会議」の第1回会合（平成30年12月20日）において合意>



スポーツ団体ガバナンスコード適合性審査 スキーム図



※NFと予備調査チームの間での審査書類のやり取りや、審査委員会の開催準備等、審査に係る事務手続きは統括3団体事務局が担う。

スポーツ団体ガバナンスコードの公的資金配分への活用

○ 競技力向上事業助成金 (令和3年度から)

各競技団体の適合性審査の評価結果等に応じて、以下の割合を乗じる。

- 適合性審査を受審していない競技団体において、自己説明及び公表が適切に行われていない場合:90%
- 適合性審査で「要改善事項」が指摘された競技団体において、「フォローアップ」の結果、未改善と評価された場合:80%
- 競技団体等による不適当な行為が不祥事案件として「スポーツ政策の推進に関する円卓会議に報告された場合」:80%

なお、適合性審査の結果、「不適合」となった競技団体は助成申請できない。

○ スポーツ振興助成(くじ・基金) (令和3年度から)

スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について、自己説明・公表を行うことが申請要件。

<参考>「スポーツガバナンスウェブサイト」<https://www.sg-web.jpnsport.go.jp/sgw/Top>

日本国内で活動するスポーツ団体が、団体基礎情報と団体運営に関する自己説明を登録・公表するJSCのウェブサイト。スポーツ団体ガバナンスコードの自己説明・公表を促進することで、スポーツ界の透明性向上に貢献。

A Code for Sports Governance (英国)

- 英国は、国際的な腐敗防止対策において主導的な地位を確保することを国家戦略としているところ、IF等において汚職がたて続けに生じたことを踏まえ、2016年10月にUK Sport/Sport Englandがガバナンスコードを策定。
- 実施される投資の種類及び規模により、スポーツ団体を3つのTierに分類することによる段階的なアプローチを採用。

分類	Tier 1	Tier 2	Tier 3
認定要件	7要件を充足	Tier 1より厳格だが、Tier3までは求めない	58要件を充足

- 2020年7月、3年間の適合審査の実績と、反黒人差別運動への対応を背景に、UK Sport/Sport Englandはコードの改訂を行うことを発表。2021年7月、以下の改訂を実施。
 - ・Tier3において、役職員における多様性の確保、福祉・安全確保担当理事の指名、人事戦略の策定と毎年の評価・見直し等を細則の項目として新たに追加。
 - ・各原則と細則への解説を充実させ、「適合」の定義（提出資料の内容等）を明確化。
 - ・旧コードにおいては補助を希望する全団体が対応必須であったが、対応必須とする対象を10,000ポンド以上の補助を希望する団体に変更。

コーポレートガバナンス・コード（日本・東京証券取引所）

- 「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味しており、本コードは、実務的なコーポレートガバナンスの実現に資する主要な原則を取りまとめたもの。
- 2021年6月、金融庁及び東京証券取引所が事務局を務める「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」からの提言を踏まえ、改訂版コードが公表・施行された。

大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針 主なポイント

(参考)

大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム

1 趣旨

令和4年10月17日のスポーツ政策の推進に関する円卓会議の決議を受け、円卓会議の下に、大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制や情報公開の在り方を検討するために設置。

2 主な検討事項

- (1) 大会組織委員会等のガバナンス体制の在り方
- (2) 大会組織委員会等の情報公開の在り方
- (3) その他

3 構成員

生田 圭	弁護士(座長)
井口 加奈子	弁護士
國井 隆	公認会計士
中村 友理香	公認会計士
畑中 淳子	弁護士

角田 喜彦	スポーツ庁次長
久木留 毅	独立行政法人日本スポーツ振興センター理事
藤原 正樹	公益財団法人日本パラスポーツ協会常務理事
星野 一朗	公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事
森岡 裕策	公益財団法人日本スポーツ協会専務理事

※オブザーバー:札幌市、東京都、公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会

大規模な国際又は国内大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討作業チーム

1 目的

上記PTの下に、提供された資料及び関係者へのヒアリングを通じた調査・分析を行い、大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方に関する指針案の作成を行う。

2 構成員

生田 圭	弁護士(座長)
井口 加奈子	弁護士
國井 隆	公認会計士
中村 友理香	公認会計士
畑中 淳子	弁護士

令和4年

- 11月18日「大規模な国際又は国内競技大会の組織委員会等のガバナンス体制等の在り方検討プロジェクトチーム」(第1回)において作業チーム設置を決定
- 同日以降 作業チームにおいて、組織委員会の元職員へのヒアリングや各種規程等の資料、海外事例の分析を実施するとともに、指針(案)について検討

令和5年

- 2月10日 同プロジェクトチーム(第2回) 指針(案)公表
- 同日以降 スポーツ団体、経済3団体等に対して意見照会(2月10日～24日)
- 3月30日 同プロジェクトチーム(第3回) 指針策定 ※199団体に照会、23団体から意見提出。概ね評価。

※今後の刑事手続きの過程の状況に応じて、指針の修正等が必要となれば適切に行っていく予定。

作成まで
の経緯

指針について：組織委員会等が遵守すべき原則について規定

本指針の遵守状況について、少なくとも年1回、自己説明を行い公表することが必要。なお、ガバナンス確保の実効性を高める観点から、公表事項に関する問い合わせ窓口を設置する等、外部からの質問等に対して丁寧かつ適切な対処ができる体制づくりを必要。

1. 組織委員会等の理事会の在り方

①理事会の適正な規模と実効性の確保

- それぞれの競技大会の実情に応じ、理事会を適正な規模として、実効性の確保が求められる。理事会の適正な規模と実効性を確保するため、全ての意思決定を理事会が行うのではなく、業務執行理事や他の会議体等への権限を委譲することも考えられる。

②役員候補者選考委員会の設置

- 役員選考の公正性の確保のため、独立した諮問機関としての役員候補者選考委員会を設置。

③役員等へのコンプライアンス研修の必須化

2. 利益相反管理の在り方

①利益相反管理体制

- 理事会からは独立した利益相反管理委員会等を設置することが必要。

②利益相反ポリシーの策定

- どのような取引が利益相反関係に該当するのか、どのような価値判断に基づいて利益相反取引の妥当性を検討すべきかについての基準を定めた利益相反ポリシーを策定することが望まれる。

③出向者等の適切な人事配置

- 出向元の各企業との間で利益相反関係が生じやすい特徴を有することに鑑み、人材配置のルールを明確に定めない限り、出向者を出向元の企業と密接な関連性を有する部署に配置しない。仮に当該部署に配置する場合は、当該部署の長には配置しないようにする。また、特定の企業等からの出向者が多数を占めることがないようにする等の検討を行うことが必要。

3. マーケティング事業の在り方

①マーケティング事業に係る意思決定

- スポンサーの選定方法や決定権限の所在等については、理事会で決定して規程として整備した上で当該規程に基づいた透明性のある運用を行う。

②マーケティング業務の委託

- マーケティング業務の委託の在り方については、組織委員会等の実情に応じて慎重に判断すべきであるが、第三者に委託する場合は、第三者の選考が適切公正に行われるための仕組みを構築すること、組織委員会等が当該第三者に対して報告義務や監督権限を定めることが考えられる。なお、選択した方式の採用に関する経緯説明や理由を対外的に公表することも必要。

③出向者等の適切な人事配置【再掲】

4. 情報公開の在り方

①主体的かつ積極的な情報開示

- 法令で開示が求められている情報以外についても、様々な関係者の活動に支障を来たさない範囲で、役員の選任プロセスや属性等に関する情報、入札に関する情報、スポンサー選定方針、マーケティング収入の目標や見込み等について、主体的かつ積極的な情報開示を行う。開示できないような情報については、開示することの代わりに、その内容の妥当性を担保するための仕組み（特定の第三者機関を設置し、限定的に情報を開示する等）も可能な範囲で検討することが望ましい。

- オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に伴い特別措置法が制定されるような場合においては、有識者等により構成される外部の委員会又は会議体を設置して、当該外部委員会等の求めに応じた文書等の提出を組織委員会等に義務付けることも一案である。

5. 不祥事対応体制等の整備

①解散後の調査体制

- 組織委員会等は時限的組織であるものの、解散後に不祥事等が発生した場合においても、その後の競技大会での同様の不祥事発生を未然に防止するため、原因究明や再発防止策の策定等を実施できる体制を速やかに構築することができるよう、予め関係当事者間において具体的な対応方針等を整理して合意しておくことが求められる。

②通報制度の整備

- 内部組織の不正行為等の防止や早期発見により自浄作用を機能させるため、独立した通報窓口を設置し、通報制度を役職員に対して十分に周知する。

スポーツ団体ガバナンスコード策定後の主な不祥事事例（参考）

▶ 日本レスリング協会、専務理事が不適切な経理処理を強要

2020年、文部科学省ならびに日本スポーツ振興センターの補助金から支払われたA氏に対する謝金について、専務理事がA氏にその謝金を協会へ寄付金提供するように強要し、迂回行為となる寄付をさせた。

▶ 日本バレーボール協会、会長ら幹部が不正を隠ぺい

2020年、ビーチバレーボールの国際大会への参加キャンセルミスに伴い、協会職員が診断書を偽造し、国際バレーボール連盟へ提出。会長などの協会幹部はこれを把握しながら、監事、理事会等に報告せず、隠ぺいした。

▶ バドミントン協会、理事らが不適切な経理処理等を隠ぺい

2019年、事務局次長（当時）が総額約680万円を横領。この横領事案の発覚後、理事らが穴埋めをし、その事実を隠ぺいした。